

佐賀県告示第 432 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）  
第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年佐賀県告示第 300 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、  
岡山県倉敷市真備町に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成 30 年 7 月 5 日から同年 12 月 24 日までの間に到来するもの（証紙徴収の方法による納付及び県税条例第 97 条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）について、同月 25 日とする。

平成 30 年 11 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義